

参議院議員選挙

あなたの声を国政に反映させる貴重な機会です。必ず投票しましょう。

問合せ

選挙管理委員会事務局
☎内線3411



投票日時

7月10日(日) 午前7時～午後8時

荒川区で投票できる方

投票日現在**18歳以上**(平成10年7月11日以前生まれ)の日本国民で荒川区の選挙人名簿に登録されている方です。転入の場合は、平成28年3月21日までに荒川区へ転入の届け出をした方です。

住所を移した方は

■荒川区へ転入した方

平成28年3月22日以降に転入の届け出をした方は、荒川区では投票できません。ただし、前住所地の選挙人名簿に登録されていれば、前住所地で投票できます。

■荒川区から転出した方

平成28年2月22日以前に転出した方は、荒川区では投票できません。

▶平成28年2月23日～3月9日に転出した方で、新住所地の選挙人名簿に登録されていない方は、荒川区で期日前投票ができる期間があります

※投票日当日の投票はできません

※期日前投票ができる期間は、転出した日によって異なります

▶平成28年3月22日以降に転出した方で、新住所地の選挙人名簿に登録されていない方は、荒川区で投票することができます

■荒川区内で転居した方

荒川区の選挙人名簿に登録されていて、区内で住所を移した方の投票所は次のとおりです。

▶平成28年5月31日までに転居届出をした方…新住所地の投票所

▶平成28年6月1日以降に転居届出をした方…前住所地の投票所

投票所整理券

投票所整理券は6月22日頃に発送します。届かない場合や紛失した場合でも、区内在住で荒川区の選挙人名簿に登録されていれば荒川区で投票できますので、投票所の職員へお申し出ください。

※投票所整理券は、1人1枚で、封書で郵送します。投票所にお越しの際は、整理券に記載されている名前を確認し、お持ちください

投票日に投票が困難な方に

■期日前投票

投票日に仕事やレジャー等で投票所へ行けない方は、期日前投票をご利用ください。

日時 6月23日(木)～7月9日(出)午前8時30分～午後8時

※区役所以外は7月3日(日)から

■場所

区役所本庁舎、南千住駅前ふれあい館、荒川総合スポーツセンター、町屋文化センター、荒川区シルバー人材センター・荒川授産場、あらかわ遊園スポーツハウス、日暮里区民事務所

■不在者投票

▶不在者投票のできる病院・老人ホーム等に入院・入所している方は、病院長等に申し出ると、その施設内で不在者投票ができます

▶出張等で区外に滞在している方は、滞在先の選挙管理委員会での不在者投票ができます。投票用紙等の請求方法は、お問い合わせください

■郵便等投票

身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちで、障がいの程度が一定の範囲に該当する方、または介護保険の被保険者証をお持ちで要介護5の方は、郵便等で投票ができます。郵便等投票をするにはあらかじめ郵便等投票証明書の交付申請が必要です。

郵便等投票証明書の交付を受けている方は、7月6日(木)までに投票用紙等を請求してください。

消費生活センターから 震災を悪用する 不審電話や勧誘に気をつけて

平成28年熊本地震に便乗し、人々の被災者に対する善意や自然災害への不安を逆手に取った手口による被害が発生しています。

問合せ 消費生活センター ☎内線477

契約を断るときは、「いいません」「お断りします」と一言ではっきり断りましょう。

寄付金を求める不審電話

福祉団体を名乗り、「熊本地震の寄付金を集めている。1口3000円で被災者を直接支援できる。集金に行くので住所・氏名・年齢・家族構成を教えてください」と尋ねる電話があった。信じて良いか。

アドバイス

福祉団体をかたって信用させ、個人情報と金銭を奪おうとする詐欺です。何も答えずすぐ電話を切りましょう。また、公的機関が電話で義援金を募ることはありません。

耐震強度の点検商法

近所の工事のついでに訪問してきた業者が、熊本地震の被害例を出し、無料で家の耐震強度を点検すると言うので頼んだ。点検後、「この状態だと強度が足りず、近所に迷惑をかけてしまう。今契約すれば、**区の耐震補強の補助金制度**を当社で申請し利用できるの、安く補強できる」と言われ、その場で290万円のリフォーム工事を契約したが、解約したい。

アドバイス

突然の訪問で契約した場合、契約書を受け取ってから8日間はクーリング・オフによる契約解除が可能です。また、クーリング・オフ期間を過ぎても別の方法で解約できる場合がありますので、消費生活センターへご相談ください。



迷わず相談

消費生活センター

専門の相談員が消費者トラブルの相談を来所または電話で受け付けています。

場所

区役所6階

相談専用電話

☎(5604)7055

受付時間

(月)～(金)、午前8時30分～午後4時30分

※(土)・(日)・祝等を除く、正午～午後1時を除く

補助金の利用には耐震補強の契約をする前に所定の手続きと審査が必要です。突然の訪問で契約した場合、補助金は受けられません。詳細は、防災街づくり推進課(☎内線2826)にお問い合わせください。